

「過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 2 月 15 日  
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 2 月 12 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、2 月 17 日までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

特区において、過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を現行よりも「拡大」するため、以下の点に留意の上、通知案等を本ワーキンググループに示すこと。

- 運送できる旅客の範囲を観光客に限定せず、ビジネス客や地域住民も使える制度とすること。
- 現行の自家用有償旅客運送でも NPO 等を運営主体（自家用有償旅客運送者）にできる上、過疎地域の市町村、NPO 等よりも資金力のある民間会社の方が安全性は高まる可能性があることを踏まえ、運営主体については、市町村だけでなく、NPO や民間会社等についても認めること。  
また、主体によって画一的に区切るのではなく、安全性に関する一定の基準を設けて対象を区切ることも検討すること。
- 自家用有償旅客運送の登録は、地域の既存事業者を意思決定に加えるのではなく、オブザーバーとして意見を運用上予め聴くことで、区域会議が地域の公共交通ネットワークとの連携を適切に判断できることから、区域会議の判断に基づき実施するものとする。
- 損害賠償措置については、事故後の安心だけでなく、安全確保の取組のインセンティブになるよう現行の自家用有償旅客運送者が加入すべき保険料より総体として高めに設定する等安全基準を高めること。市町村以外の主体が実施する場合は、市町村が保険料の一部を負担すること等により安全・安心を担保すること。  
なお、自家用有償旅客運送の運行主体に係るサンプル調査において、市町村が主体である場合とそうでない場合との事故率について、公表が可能である場合には調査手法や調査設計も含めて、詳細な情報を示されたい。

以上